

島根県新型コロナウイルス感染症対策事業実施要綱

1 目的

この要綱は、新型コロナウイルス感染症への対応として緊急に必要となる感染拡大防止や医療提供体制の整備等の事業の実施に必要な事項を定めるものとする。

2 実施主体

この事業の実施主体は、別記に掲げる者とする。

3 事業内容

- (1) 新型コロナウイルス感染症患者対応に伴う医療従事者の宿泊施設確保事業 (別記1)
- (2) 新型コロナウイルス重症患者を診療する医療従事者の派遣体制確保事業 (別記2)
- (3) 新型コロナウイルスに感染した医師に代わり診療を行う医師の派遣体制確保事業 (別記3)
- (4) 新型コロナウイルス感染症の影響に対応した医療機関の地域医療支援体制構築事業 (別記4)
- (5) 新型コロナウイルス感染症により休業等となった医療機関に対する継続・再開支援事業 (別記5)
- (6) 医療機関における新型コロナウイルス感染症の外国人患者受入れのための設備整備事業 (別記6)
- (7) 新型コロナウイルス感染症を疑う患者受入れのための救急・周産期・小児医療体制確保事業 (別記7)

4 県の補助

県は、予算の範囲内で、本事業に要する経費について、別に定める基準（交付要綱）により補助するものとする。

5 その他

この事業の実施に関し、この要綱に定めのない事項については、別途定めるものとする。

附 則（令和2年7月15日医第670号）

この要綱は、令和2年4月1日から適用する。

附 則（令和2年7月29日医第811号）

この要綱は、令和2年4月1日から適用する。

附 則（令和2年8月25日医第917号）

この要綱は、令和2年4月1日から適用する。

(別記1)

新型コロナウイルス感染症患者対応に伴う医療従事者の宿泊施設確保事業

1 事業目的

新型コロナウイルス感染症患者対応に伴う医療従事者の宿泊施設確保を支援することにより、新型コロナウイルス感染症患者に対応可能な医療提供体制を確保することを目的とする。

2 事業主体

- (1) 帰国者・接触者外来を設置している又は設置を予定している医療機関
- (2) 入院を要する救急患者に対応可能な次の医療機関
 - ・ 感染症指定医療機関
 - ・ 「新型コロナウイルス感染症患者等の入院病床の確保について（依頼）」（令和2年2月9日厚生労働省健康局結核感染症課事務連絡）等に基づき、新型コロナウイルス感染症の患者等のための病床を確保している、又は、県の調整等に応じて入院患者等の受入を行う意向がある医療機関
- (3) 県の要請に基づき軽症者等に係る宿泊療養施設に医療従事者を派遣する医療機関等

3 事業内容

医療従事者が新型コロナウイルス感染症患者の対応のため業務が深夜に及んだ場合、基礎疾患を有する家族等と同居しており帰宅することが困難である場合、その他知事が必要と認めた場合に宿泊施設等に宿泊した際に要する経費を県が補助する。

4 留意事項

宿泊施設等との契約において、現に医療従事者が宿泊する期間のみの支払が困難である場合は、宿泊施設の借上げの期間等は地域の新型コロナウイルス感染症患者数等を勘案して必要最小限とするものとする。

(別記2)

新型コロナウイルス重症患者を診療する医療従事者の派遣体制確保事業

1 事業目的

新型コロナウイルス感染症重症患者の治療を行うために必要な医療機器（人工呼吸器及び体外式膜型人工肺）を正しく扱える知識を持った医師等医療従事者を派遣することにより、新型コロナウイルス感染症重症患者に対応可能な医療提供体制を確保することを目的とする。

2 実施主体

新型コロナウイルス感染症重症患者の治療を行うために必要な医療機器（人工呼吸器及び体外式膜型人工肺）を正しく扱える知識を持った医師等医療従事者の派遣を行う医療機関

3 事業内容

県の調整のもと、新型コロナウイルス感染症重症患者が入院している医療機関（派遣先）において当該患者の診療に従事するため、新型コロナウイルス感染症重症患者の治療に必要な医療機器を正しく扱える知識を持った医師等医療従事者の派遣を行う医療機関（派遣元）を対象に、その派遣実績に応じた経費を県が補助する。

4 留意事項

- (1) 派遣先は、「新型コロナウイルス感染症の患者数が大幅に増えたときに備えた入院医療提供体制等の整備について（改訂）」（令和2年3月26日厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）の別添資料において定める「重症者」が入院している医療機関とする。
- (2) 派遣される医療従事者は、人工呼吸器又は体外式膜型人工肺に関する臨床上の十分な経験や研修の受講実績がある者とする。

(別記3)

新型コロナウイルスに感染した医師に代わり診療を行う医師の派遣体制確保事業

1 事業目的

医療機関に勤務する医師が新型コロナウイルス感染症に感染（同感染症の疑いがある場合を含む。以下同じ）し診療が行えなくなった場合でも、継続した診療が行えるよう他の医療機関から医師の派遣を行い、地域の医療提供体制を確保することを目的とする。

2 実施主体

新型コロナウイルス感染症に感染し診療が行えなくなった医師が勤務する医療機関に対して医師を派遣する医療機関

3 事業内容

新型コロナウイルス感染症に感染し診療が行えなくなった医師が勤務する医療機関（派遣先）において代わりに診療に従事するため、医師の派遣を行う医療機関（派遣元）に対して、その派遣実績に応じた経費を県が補助する。

4 留意事項

派遣期間は、新型コロナウイルス感染症に感染した医師が、その治療又は就業制限のため、勤務している医療機関において診療に従事することができない期間とする。

(別記4)

新型コロナウイルス感染症の影響に対応した医療機関の地域医療支援体制構築事業

1 事業目的

新型コロナウイルス感染症患者が増加した場合において、地域で維持する必要がある医療機能を担う医療機関に自院の医師等の医療従事者を派遣する医療機関に対して支援を行うことにより、救急医療等の地域医療体制を継続することを目的とする。

2 実施主体

地域で維持する必要がある医療機能を担う医療機関に、自院の医師等の医療従事者を派遣する医療機関

3 事業内容

医師等が新型コロナウイルス対応に従事するために他の医療機関に応援に行き、又は自院の新型コロナウイルス対応に従事しているため、厳しい診療状況となっている医療機関（派遣先）に、県の計画に基づき、県の登録を受けた医師等を派遣する医療機関（派遣元）に対して、派遣実績に応じた経費を県が補助する。

4 留意事項

- (1) 派遣先の医療機関は、救命救急センター、二次救急医療機関、へき地医療拠点病院、総合周産期母子医療センター、地域周産期母子医療センター、小児中核病院、小児地域医療センター、小児地域支援病院とする。
- (2) 派遣元は、医療機関として、1か月のべ5日以上（派遣先の常勤医師等の勤務時間に準ずる。）の派遣を行うこと。
- (3) 補助対象となる派遣期間は2か月間を上限とする。
- (4) 派遣元が派遣する医師等について、当該派遣期間の雇用調整助成金を受給する場合は、補助対象経費から雇用調整助成金分を控除する。
- (5) 補助対象となる派遣人数の上限は、派遣先において新型コロナウイルス対応に従事することにより、地域で維持する必要がある医療機能に従事できない医師等の数とする。

(別記5)

新型コロナウイルス感染症により休業等となった医療機関に対する継続・再開支援事業

1 事業目的

新型コロナウイルス感染により休業・診療縮小を余儀なくされた医療機関に対して、継続・再開の支援を行うことにより、地域において必要な診療機能を維持することを目的とする。

2 実施主体

新型コロナウイルス感染により休業・診療縮小を余儀なくされた医療機関（3（1）については歯科診療所を除く。）

3 事業内容

新型コロナウイルス感染により、休業・診療縮小を余儀なくされた医療機関の継続・再開時に必要な下記の設備整備に係る経費を県が補助する。

- (1) H E P Aフィルター付き空気清浄機
- (2) 消毒経費

(別記6)

医療機関における新型コロナウイルス感染症の外国人患者受入れのための設備整備事業

1 事業目的

外国人患者を受け入れる拠点的な医療機関において、新型コロナウイルス感染症の疑いのある外国人が医療機関を適切に受診できる環境を確保することを目的とする。

2 事業主体

県が選出する外国人患者を受け入れる拠点的な医療機関であって、かつ、新型コロナウイルス感染症患者の受入れを行う医療機関

(1) 「県が選出する外国人患者を受け入れる拠点的な医療機関」とは、平成31年3月26日医政総発 0326 第3号・観参第800号厚生労働省医政局総務課長・観光庁外客受入担当参事官通知「外国人患者を受け入れる拠点的な医療機関」の選出及び受入体制に係る情報の取りまとめについて(依頼)」に基づき都道府県が選出した医療機関もしくは選出を予定している医療機関をいう。

(2) 「新型コロナウイルス感染症患者等の受入れを行う医療機関」とは、次に掲げる医療機関とする。

①帰国者・接触者外来を設置している又は設置を予定している医療機関

②入院を要する救急患者に対応可能な次の医療機関

・感染症指定医療機関

・「新型コロナウイルス感染症患者等の入院病床の確保について(依頼)」(令和2年2月9日厚生労働省健康局結核感染症課事務連絡)等に基づき、新型コロナウイルス感染症の患者等のための病床を確保している、又は、都道府県の調整等に応じて入院患者等の受入を行う意向がある医療機関

3 事業内容

新型コロナウイルス感染症疑いのある患者がそれ以外の疾患の患者と接触しないように設けられた動線に確実に誘導するとともに、院内感染防止上必要な情報を提供するため、医療機関が多言語の看板や電光掲示板等を医療機関内の次に掲げるような場所に整備する際に要する経費を県が補助する。

(1) 医療機関の入口等、患者が医療機関を訪れる際にはじめに立ち寄る場所

(2) 新型コロナウイルス感染症の疑いのある患者が待機する場所

(別記7)

新型コロナウイルス感染症を疑う患者受入れのための救急・周産期・小児医療体制確保事業

1 事業目的

発熱や咳等の症状を有している新型コロナウイルス感染症が疑われる患者（以下「疑い患者」という。）が、感染症指定医療機関以外の医療機関を受診した場合においても診療できるよう、救急・周産期・小児医療の体制確保を行うことを目的とする

2 事業主体

疑い患者を診療する救急医療・周産期医療・小児医療のいずれかを担う医療機関として知事が別に定めるもの

3 事業内容

実施主体に対して、新型コロナウイルス感染症の感染拡大と収束が反復する中で、救急・周産期・小児医療の提供を継続するため、院内感染防止対策を講じながら一定の診療体制を確保するための支援金を支給する。

また、都道府県が新型コロナウイルス感染症患者の入院受入れを割り当てた医療機関に対する加算を行う。

4 留意事項

- (1) 本事業を実施する医療機関は、救急隊から疑い患者の受入れ要請があった場合には、一時的にでも当該患者を受け入れること。ただし、受入れ患者の入院加療が必要と判断された場合、受入れ医療機関の空床状況等から、必ずしも当該医療機関への入院を求めるものではなく、他院への転院搬送を行っても構わない。
- (2) 「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）実施要綱」（令和2年6月16日付け医政発0616第1号・健発0616第5号・薬生発0616第2号別表）3.（19）の医療機関・薬局等における感染拡大防止等支援事業と重複して補助を受けることはできない。